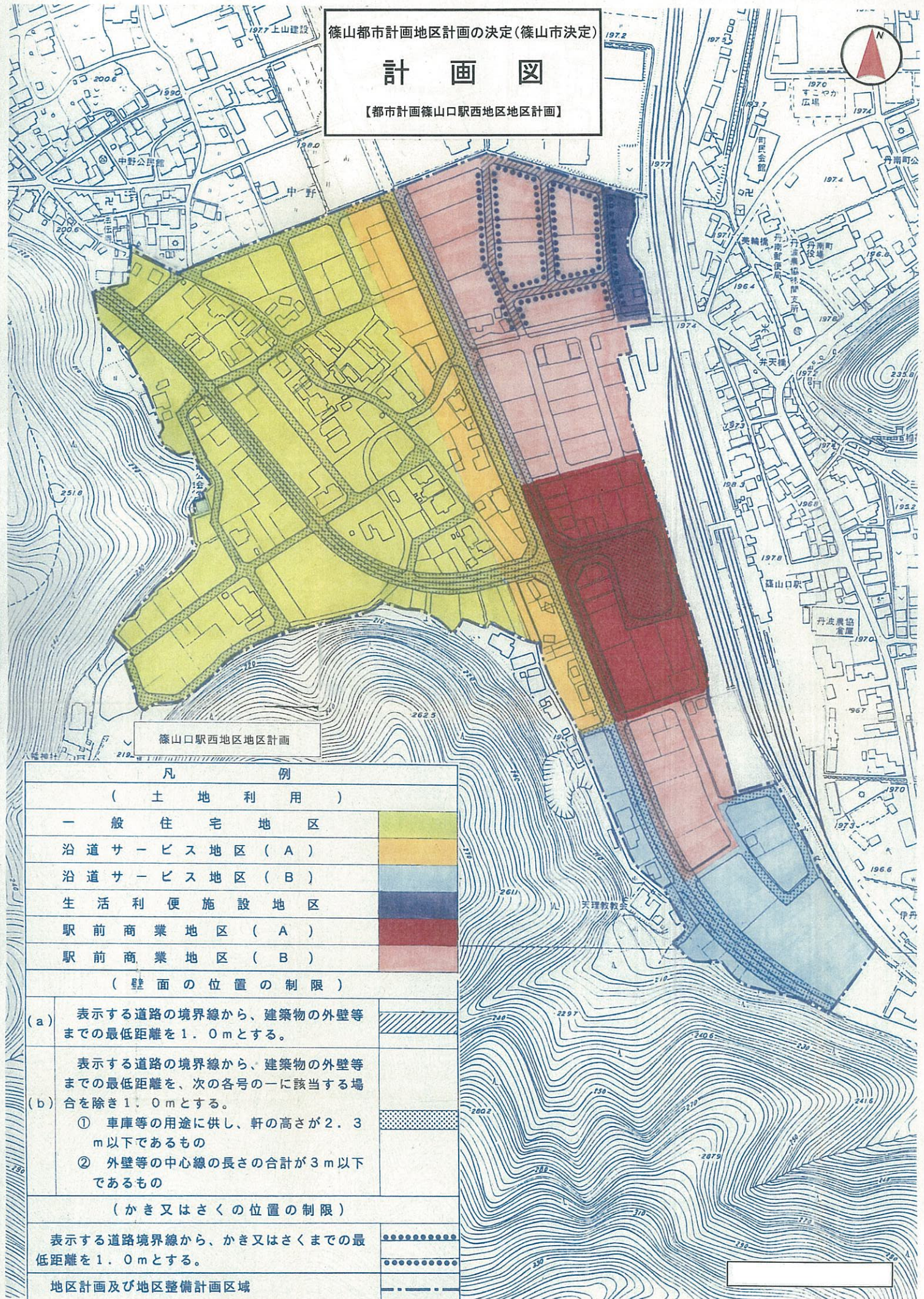


篠山都市計画地区計画の決定(篠山市決定)

計 画 図

【都市計画篠山口駅西地区地区計画】



篠山口駅西地区地区計画

凡 例	
(土 地 利 用)	
一般住宅地区	
沿道サービス地区 (A)	
沿道サービス地区 (B)	
生活利便施設地区	
駅前商業地区 (A)	
駅前商業地区 (B)	
(壁 面 の 位 置 の 制 限)	
(a)	表示する道路の境界線から、建築物の外壁等までの最低距離を1.0mとする。
(b)	表示する道路の境界線から、建築物の外壁等までの最低距離を、次の各号の一に該当する場合を除き1.0mとする。 ① 車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの ② 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの
(か き 又 は さ く の 位 置 の 制 限)	
	表示する道路境界線から、かき又はさくまでの最低距離を1.0mとする。
	地区計画及び地区整備計画区域